

企業物価高騰対応支援金に関するQ&A

1.申請要件

Q1:対象者及び対象業種は？

A1:市内に本店が所在する「法人(中小企業者)」と、市内在住かつ、市内に事業所を有する「個人事業主」が対象です

【共通の要件】

- ・令和4年12月1日時点で営業経歴を有しており、申請日以降も事業継続意欲があること
- ・市から運営費相当の補助金が交付されている団体、市の指定管理を主たる業務としている団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、及び暴力団若しくは暴力団の統制にある団体ではないこと。農林漁業、金融・保険業(保険媒介代理業・保険サービス業を除く)
- ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業を営んでいる
- ・業種が農林漁業、金融・保険業以外(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)

【法人の要件】

- ・市内に本社を有すること

【個人事業主の要件】

- ・申請日時点で市に住民登録があり、市内に事業所を有すること
- ・事業所得に係る確定申告を行っていること

Q2:特定非営利活動法人は対象となるか？

A2:中小企業信用保険法第2条第6項1号に該当する為、対象とはなりません

<中小企業基本法の「会社」に該当しないもの>

特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合)

尚、医業を主とする法人(医療法人等)についても、本支援金の対象とはなりません。

Q3:複数の事業所を有している。それぞれの事業所ごとに申請は可能か？

A3:確定申告書単位で判断し、1個人(1法人)につき、申請は1回限りです

Q4:令和4年1月1日以降に開業し、決算を迎えていないが申請は可能か？

A4:令和4年12月1日時点で営業実態があれば申請は可能です。その場合、個人の場合は確定申告書に代えて開業届を、法人の場合は履歴事項証明書の写しをご提出して下さい。

Q5: 個人事業主で、不動産収入のみでも対象となるか？

A5: 不動産収入のみでは対象とはなりません。

Q6: この補助金とは別に国・県・市の補助金や支援金を受取っているが、対象になるか？

A6: 対象となります

Q7: 法人とは別に、個人でも事業を行っているが、両方の事業で申請が可能となるか？

A7: 可能です。申請書類はそれぞれご準備の上、ご提出下さい。

Q8: 事業収入以外に農業収入がある。申請可能か？

A8: 可能です。他の収入があっても、事業収入があれば可能です。

2. 提出書類について

Q1: 申請書類はどこで手に入るか？

A1: 市のホームページからダウンロード頂くか、長門商工会議所、ながと大津商工会の各窓口、長門市産業戦略課(本庁2階)にて設置しております。

Q2: インターネットバンキング利用により通帳が無い場合は何を提出したらよいか？

Q2: インターネットバンキングログイン後の、口座番号が確認できるページの画面印刷して頂くか、デジカメやスマホで画面を撮影されたものを印刷して頂きますようお願いいたします。

Q3: 当座預金を利用しており、通帳が無い場合はどうしたらよいか？

Q3: 当座勘定照合表の写し等、番号が分かるものをご提出下さい。

Q4: 3か月以内に支払った「事業実施により発生した経費」の領収書は、全て必要なのか？

Q4: 領収書は1枚で結構です。経費の種類は仕入、燃料、電気、ガス等です。

金額の指定はありませんが、宛名(法人においては「法人名」、個人事業主においては「屋号又は氏名」が記入されていること)、領収日、発行元、経費の内容が記載されており、「事業の実施により発生した経費」とわかるものをご準備下さい。

- ・インターネットバンキングの総合振込を利用→画面印刷
- ・クレジットカードによる決済→クレジット明細と通帳の引落しページ
- ・口座引落し→通帳の写し

※上記場合、請求書等により、支払った経費の請求元・内容が確認出来るものを併せてご提出下さい。

Q5: 経費支払の確認資料は売上元帳でもよいか？

A5: 売上元帳では、事業実施により発生した経費かどうかの確認が困難な為、用途が確認出来る上記(Q4)領収のご提出をお願いします。

Q6: 申告書類の收受日付印がない場合も受け付けは可能か？

A6: e-tax 等の電子申請した日付や税務署が受け付けた日が記載された書類の提出が必要となります。なにも記載されていないものは、税務署で閲覧申請したものの画像や課税証明等(市役所で所得証明書又は税務署発行の納税証明書その2)を添付していただきます。

3.提出方法について

Q1: 長門市産業戦略課へ送付してもよいか？

A1: 提出先は、長門商工会議所又はながと大津商工会となります。

旧長門市内の方→長門商工会議所

旧三隅町の方 →ながと大津商工会三隅本所

旧日置町の方 →ながと大津商工会日置支所

旧油谷町の方 →ながと大津商工会油谷支所

提出先	住所	連絡先
長門商工会議所	〒759-4101 長門市東深川 1321-1	22-2266
ながと大津商工会三隅本所	〒759-3802 長門市三隅中 1524-2	43-0033
ながと大津商工会日置支所	〒759-4401 長門市日置上 6219-3	37-2164
ながと大津商工会油谷支所	〒759-4503 長門市油谷新別名 1011-1	32-1183

Q2: 提出書類の大きさに指定はあるか

A2: A4サイズにてご提出頂きますようお願い致します。